

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

教育訓練を実施する事業主の方へ

教育訓練の判断基準

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。

教育訓練を実施した場合には、賃金助成のほかに教育訓練費が加算されますが、**助成対象となる教育訓練は、職業に関する知識、技能、技術の習得や向上を目的とするもので、その企業にとって今後の生産性向上につながると認められることが必要です。**

次に掲げるものは、助成対象となりませんので、計画作成の際はご注意ください。

助成金の対象とならない教育訓練	
①	その企業において 通常の教育カリキュラムに位置づけられているもの (例) 入社時研修、新任管理職研修、中堅職員研修、OJT
②	法令で義務づけられているもの (例) 労働安全衛生法関係の教育
③	転職や再就職の準備のためのもの
④	教育訓練科目や職種などの内容に関する知識または技能、実務経験、経歴を持つ指導員または講師※により行われるものでないもの ※資格の有無は問いません
⑤	指導員または講師が不在のまま 自習(ビデオやDVD等の視聴を含む) を行うもの
⑥	通常の生産ライン で実施するもの、または教育訓練過程で 生産されたものを販売 する場合
⑦	過去に行った教育訓練を、同一の労働者 に実施する場合
⑧	海外 で行うもの

◆訓練の実施に当たっては、ハローワークなどの助成金申請窓口でご相談ください。



厚生労働省・ハローワーク



LL240723開発01